



時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千六百九十四號
明治廿六年六月廿九日 木曜日
舊曆癸巳五月十六日 (丁酉)
日出版部 四時三十分
月入部 七時三十分
年入部 九時三十分
電話 午後五時三十分
西曆一千八百九十三年

時事新報定價改正

時事新報の定價一部二錢は新報の頁數毎號六頁乃至八頁の時に定めたるものなれども近時は世運の進歩と共に新報の紙面も次第に擴張して毎號八頁乃至十二頁となり一號の定價二錢として新報社の損失算からざる事となりたれば一號の定價を引上げるの必要に迫られ来る七月一日以後は新報の定價を一號二錢五厘と更む

又時事新報の購讀者近來大に増加したるより代價の受取或は請求、宛名の變更等其手續實に繁雜なるより何程人手を増加するも到底配達の手續に不都合を生ずるの恐れなしとせず集りて本社の不都合なるものは個々別れて購者の不便なるも勿論なれば今後は長期購讀者の爲め割引法を設け三ヶ月前金一圓四十五錢、六ヶ月前金二圓八十五錢、一ヶ年前金五十五錢とし新報代價の授受に關し購讀者と本社の雙方に起る前記煩雜の手續を省く事となしたり

時事新報改正定價

一號 二錢五厘 一ヶ月 前金五十五錢
三ヶ月 前金一圓四十五錢 六ヶ月 前金二圓八十五錢
一ヶ年前 前金五十五錢
(以上は前金拂込に對する割引なれば一ヶ月の割合後金となるものは何ヶ月の購約にても一ヶ月五十五錢の割合を以て申受候)

此外に郵便税 一ヶ月十三錢
明治廿六年六月 時事新報社

三池炭山

の事に付三井組より大蔵省に對する訴訟は近年稀なる大訴訟にして商賣社會の最も注目する所なれば我輩が愛に一言を試みるも無益の勞にあらざる可し抑も此訴訟の起原は明治二十一年大蔵省が其所有三池炭山の營業權并に付屬資産を代金四百五十五萬五千圓を以て三井組に賣渡したり否な實情たりと云ふ其所見の異同より生じたるものと見て當時の事情を尋るに右代金の拂方は無利益十五ヶ年賦にして初年一時に百萬圓を拂ふて其後は毎年凡そ二十五萬圓づつを納め明治三十五年にて會済し其會済の上にて本式に營業權并に付屬物件の所有權を付與す可し、夫れまでは實情に非ず貸渡なりと約束し尙ほ賣渡の爲めに右炭山營業の收支帳簿をも示し其書中には炭山と四百萬圓にて譲受け明治三十五年に至るまで十五ヶ年の間營業すれば六年より四十二年に至るまで七ヶ年の間に自から不足を回復して若干の利益を見る可し、金利は何分の見

積り營業費は云々炭價は云々又炭山の地質地形及び埋藏炭量の數を記し炭田の五坑と名くる第一勝立坑第二七浦坑第三大浦坑第四宮浦坑第五宮浦坑の各坑より採掘して得らる可き高をも逐一明細の表に現はして遺す所なし其文字の詳なるは結約のとき大蔵省より發したる命令書及び三池炭礦收支帳簿等に就て見る可きものなり爾來三井組に於ては命令書の旨に従ひ帳簿の數を目的にして礦業を營む折柄、明治二十二年七月九州地方大地震の餘波を勝立坑に及ぼして災を被るも多少ならず其復舊工事に莫大の資金を費すのみならず礦山中にて最も利益多き一坑の採掘を中止したる損害は甚大なりとて是に於てか始めて同様の端を開き原告三井は其被害の數を總計して金六十七萬一千餘圓を大蔵省より辨償す可しと云ひ又その外に金十三萬二千餘圓は従前三井組が大蔵省に代りて業を營む中に會て借區稅の沙汰なかりしものが抗法改正明治二十五年六月より借區稅が變じて礦區稅及び礦業稅と爲りしより之を三井組に償還せしめんとの命に三井に於ても止むを得ず一時は其命に服從して假に之を支辨したれども固より本來の義務なきものなれば既に支辨したるものと尙ほ今後十ヶ年間の税金を合して被告大蔵省より三井組へ附與せられたりして其高を記したるものにして兩様の共計八十餘萬圓の請求なり大蔵省は此被告事件に對して如何に答辨す可きや今度の出訴に至るまで三井組の勝立坑の被害并に税金の事に付き毎年度大蔵省に向て難澁の次第を申出て臨時の處分を請願したるにも拘らず之を擯けて遂に公訴にまで至らしめたるは必ず何か答辨の材料を得て自から償する所あるが故ならん 傍より知る可きにあらざれども我輩一個の私見を以て案すれば原被告の分るも所は三池炭山の物の果して賣渡なるか貸渡なるか之を判斷するの一點に在るもの如し、若し是れが實情の實渡にて何等の事情もなく明治二十一年八月に賣渡を結して三井組が公然たる礦主たるに於ては利害共に礦主の知る所にして如何なる損害を被るも一言の苦情ある可らざるは當然のみならず大蔵省は代金の完納に重きを置きて安からず思ひしものか遂に賣渡の事を斷行し能はず苟も年賦金の會済せざる間は貸渡なりとして命令書第五條に其旨を明記したるのみならず日本抗法に人民の私に儲ぐ礦山には借區稅を拂はしめ官行の山は無稅の定めなる其法に従て三井組が三池炭山を採さながら借區稅を納めたるもなきは正しく官行の礦山として三井は唯下請債人たるの事實を實際上に明にしたるものなり左れば明治二十五年六月一日より礦業條例の實施に際し官私の別なく礦業稅を拂ふの場合に臨み大蔵省が假に貸渡の説を變じて所有權を三井に移さんとしたれども其ふれを移すや唯納稅の困難より生じたるものと見て若しは新條例に於ても官有の礦山は無稅なるも舊抗法の如くならんには大蔵省に於て納稅の要もなく三井は依然として大蔵省の舊に居り礦山の營業費の如くにして納稅を促さるゝもどなる

可し假令之を促しても之に應ずるもどなる可し如何となれば官有の故を以て無稅なりしものが礦業條例發布の一事の爲めに假に有稅に變ずるの理由あらざればなり或は稅の名義の如何に拘はらず人民營業の礦山は有稅なるが故に新條例の發布と共に之を課するものなりと云へば舊抗法の時代に三井より納稅せざりしは抗法に反くものにして之を捨置く可き理由あらざればなり然るに大蔵省が其稅の不納を不問に附したるも礦山を官有と認めたるの明證なれば其官有の性質は礦業條例の發布するにせざるに論なく前後同一様にして假令如何なる條例を發すればとて大蔵省と三井との關係を動かすの理由あらざればなり是等の點より論を來れば三池炭山の官有にして三井組の私産ならざるは先づ以て争ふ可らざるもの如し (以下次號)

○福嶋中佐 以愈よ本日本午後零時十五分新橋署の汽車にて歸京する筈なり歓迎の模様は次號の紙上に詳記すべし



福嶋中佐

○五圓の兌換銀券製造者の捕縛 近來東京府下に於て日本銀行五圓兌換銀券の製造を發見し其筋に訴へ出でる者往々あり警視廳は右製造の紙幣を偽造と見ると紙質肉色印鑑等に至るまで頗る巧みにして一見本物と見紛ふ程なるも只官公の肖像に至りては稍や粗密の所ありたれども商賣人すらも之を以て之に欺むる位に付來人眼には到底其眞偽判然せず斯る贋物を製造する惡漢府下に捕縛するは容易ならずとて専ら右の犯人を嚴密に探偵中の處に於て下谷區神保町三丁目七十二番地埼玉縣土崎山田輝雄方に同居の飯西重三郎(二十五)は別段之を定まる職業とてなく吉原其他の遊樂又は所々の特合料理店に至り多くの客等々を招き金圓を湯水の如くに費消し且つ其妻高野トモ(二十八)は元秋田縣下に出居居たる藝妓なりしを見受けなしたる由無職業と云ひ身分不相應に金圓を貯蓄し居るは如何にも怪しき者との密告あり依つて同區警署第二警署一課警の森澤部は所屬の刑事巡查林藤太郎氏外三氏に命じて尙ほ同人の身元其他を探偵せしめたるに此重三郎と云ふは元警署生(松平下總守)の妻力にして其當時重役をも勤めたりといふ山田大海氏の三男にして其あり幼年の頃山田國代代九番地新橋區西芝吉の妻トモと云ふ夫より有名なる日本橋區區町木崎地の銅版師吾妻重三郎の弟子となり此輩を捜し其妻トモの所よりしからぬより放逐され爾後其妻トモも放逐し其所在不分明の處に居る來前記の實兄山田輝雄方に此宿

し折々秋田縣下に於て製造し居る事なる旨を復命せしを得て此山田トモ(拘引の上段々々々)下谷區下谷町三丁目山田恒助三十三(六)淺草區七軒町(四十五)等と共謀に黒、青、白、赤、寄屋町紙問屋九公(圓)にて製も買入て立派やかなる定ては兎角人目の者者の一人なる秋田(三十五)方に右の千七百枚を贈還し年四月五日迄に淺草區馬道町七飯倉町三丁目二十八ヶ所且つ其内八ヶ所使用したる官田の三名は直ち佐藤定吉、近警察本部に依頼は已に同地の裁判者たる飯西井同人捕縛後家宅に罹る同銀行の十云ふ右贈還の五圓二十八枚ならん云ふ

○近畿 博覽會委員會 委員會を開き委員治兵衛氏を推選し所屬の決定を研究調査する事、者の販賣店を許す事、陳列し工藝家の出品を獎勵するたため件并に帝國議會への上の分擔左の如く

FUJIMICRO SAFETY